

訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

第1条 事業の目的

株式会社ピースが開設するピース訪問看護ステーション・ピース訪問看護ステーション瑞穂・ピース訪問看護ステーション名東（以下「ピース」といいます）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」といいます）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」といいます）が、主治医が必要を認めたお客様に対し、適正な事業の提供を目的とします。

第2条 運営の方針

指定訪問看護の提供に当たって、ピースの看護職員等は、要介護者的心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ピースの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者的心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、他の居宅サービス事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 ピースが自らのサービスの質の向上を図る手段として、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（名介研）の主催するユーザー評価事業に毎年参加しています。毎年集計されたユーザー評価結果は以下に公表されています。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/hyouka/>

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- ① 法人名：株式会社ピース
- ② 法人所在地：名古屋市中川区打中 1-139
- ③ 代表者氏名：古澤美穂
- ④ 設立：2007年9月
- ⑤ 事業内容：訪問看護事業・保育事業
- ⑥ ホームページ：① <http://ns-peace.jp> ② <https://peace-nagoya.love>

2 ピースの指定訪問看護事業所は、以下の3拠点がございます。

（レ点チェックのある事業所が担当致します）

事業所名	<input type="checkbox"/> ピース訪問看護ステーション	<input type="checkbox"/> ピース訪問看護ステーション瑞穂	<input type="checkbox"/> ピース訪問看護ステーション名東
指定事業所番号	2361090174	2360890103	2361590272
事業所住所	〒454-0927 名古屋市中川区打中 1-139	〒467-0868 名古屋市瑞穂区大喜新町 1-12 セイコービル201	〒465-0024 名古屋市名東区本郷 3-136 アセンド・コア1階
電話番号	(052) 355-5380	(052) 825-4372	(052) 775-6270
F a x番号	(052) 355-5381	(052) 825-4373	(052) 775-6275
e-mail	info@ns-peace.jp	mizuho@ns-peace.jp	meito@ns-peace.jp

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容

担当事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	1名	－	看護職員と兼務
看護職員	看護師	名	名	うち一人管理者と兼務
	准看護師	名	名	
理学療法士		名	名	
作業療法士		名	名	
言語聴覚士		名	名	
事務職員		名	名	

(1) 管理者

管理者は、ピースの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たるものとします。

管理者は、法令に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たるものとします。

第5条 ピース及びサービス従業者の義務

- 1 ピース及びサービス従業者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2 ピースは、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3 ピースは、サービス提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 ピースは、お客様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにお客様又はご家族による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種訪問看護書類は5年間これを保存し、お客様又はそのご家族、連帯保証人の請求に応じてこれを開示するものとします。

第6条 営業日及び営業時間

ピースの営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- ① 営業日:月曜～金曜 お盆8/11～8/15(年度により変更あり)、年末年始12/29～1/3を除くゴールデンウイーク、シルバーウイーク等大型連休は従業員減少にてお休みとなる場合がございます。
- ② 営業時間:午前9時00分～午後6時00分まで
- ③ 電話等により、24時間連絡対応が可能な体制とします。
(緊急時訪問看護加算に該当するお客様に限ります)

第7条 サービス利用料金

■介護保険ご利用の場合（原則介護保険証をお持ちの方、介護保険申請予定の方対象。難病等疾病等により医療保険対応となる場合があります）

看護師の場合	1単位 × 11.05(円)	要支援の場合	要介護の場合
		単位数(1割負担の場合)	単位数(1割負担の場合)
	<input type="checkbox"/> 20分未満(緊急時算定者のみ)	303単位(335円)	314単位(347円)
	<input type="checkbox"/> 30分未満	451単位(499円)	471単位(521円)
	<input type="checkbox"/> 60分未満	794単位(878円)	823単位(910円)
	<input type="checkbox"/> 90分未満	1,090単位(1,205円)	1,128単位(1,247円)
	<input type="checkbox"/> 理学療法士/作業療法士/言語聴覚士の場合 20分未満 ※	284単位(314円) 60分は 426単位(471円)	294単位(325円) 60分は 795単位(879円)

※訪問看護ステーションからのリハビリ訪問には、以下の規約が定められています。

- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、1週間に120分を限度とすること
- ・お客様の情報を看護職員と共有し計画書・報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成すること
- ・訪問看護サービス開始時やお客様の状態変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により、適切に計画書・報告書の評価を行うこと。リハビリの訪問が看護業務の一環として、看護職員の代わりにさせる訪問である旨を説明し、同意を得ること
- ・予防介護(要支援)のお客様で、理学療法士等による訪問は、利用開始の属する月から12カ月超の場合は、1回の訪問につき5単位を減算する。さらに、前年度の理学療法士等のリハビリ訪問の回数が、看護職員による訪問回数を超えてると、1回の訪問につき8単位を減算する。(1年ごとに変更の可能性あり) 又、予防介護(要支援)のお客様で、利用開始の属する月から12カ月超の場合は、1回の訪問につき15単位を減算する。

1単位 × 11.05(円)※1	単位数	サービス総費用	お客様負担額 1割負担の場合
<input type="checkbox"/> 90分を超える場合の加算	300/回	3,315円	332円
複数の看護師での訪問(身体的理由等により必要な場合)の加算	<input type="checkbox"/> 30分未満 (看護補助者の場合 201/回)	254/回 2,806円 2,221円	281円 223円
	<input type="checkbox"/> 30分以上 (看護補助者の場合 317/回)	402/回 4,442円 3,502円	445円 351円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 ※2	1回訪問につき6単位の加算		7円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 II ※2	1回訪問につき3単位の加算		3円
<input type="checkbox"/> 初回加算 I ※3(退院時共同指導加算算定時を除く)	350/月	3,867円	387円
<input type="checkbox"/> 初回加算 II	300/月	3,315円	332円
<input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止措置	未実施の減算(所定単位数の100分の1の減算)		

病状によって、以下の単位が加算されます

<input type="checkbox"/> 特別管理加算 I ①	500/月	5,525 円	553 円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 II	250/月	2,762 円	277 円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 I ⑤※4	600/月	6,630 円	663 円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 II ⑤	574/月	6,343 円	635 円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算⑥	600/回	6,630 円	663 円
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算※5	250/月	2,762 円	277 円
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算※6	300/月	3,315 円	332 円
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算②	2,500/死亡月	27,625 円	2,763 円
<input type="checkbox"/> 専門管理加算⑭	250/月	2,762 円	277 円
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算※7	50/月	552 円	56 円

訪問時間帯によって加算

早朝<6～8時>、夜間<18～22時>は所定料金額の25%加算

深夜<22～6時>は所定量金額の50%加算

※ 1 厚生労働大臣が定める1単位の単価が、名古屋市の（予防）訪問看護は11.05円です。

公的介護保険を利用した場合のお客様の負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合です。

※ 2 下記の基準に適合した事業所として、中川と瑞穂は算定しています。

- 1) 全ての看護師に対し、看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること
- 2) お客様に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること
- 3) 看護師数の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること
IIは勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること

※ 3 初回加算

- 1) I 新規に訪問看護計画書を作成したお客様に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に当事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合は、1月につき所定の単位数が加算されます。ただし (II) を算定している場合は、算定しない。
- 2) II 新規に訪問看護計画書を作成したお客様に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した翌日以降に当事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合は、1月につき所定の単位数が加算されます。ただし (I) を算定している場合は、算定しない。

※ 4 緊急時訪問看護加算

I 下記要件:(1)(2)に該当の場合

II 下記要件:(1)に該当の場合

- (1) お客様又はそのご家族様等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。

※ 5 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます

- ※ 6 下記の基準すべてに適合した場合、お客様の同意を得た上で算定致します
- 1) 算定日が属する月の前3月間において、利用者総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上
 - 2) 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上
- ※ 7 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、お客様の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果の情報提供を行った場合に、1月に1回限り所定の単位数が加算されます。

■医療保険ご利用の場合 ※疾病等により医療保険対応となる方に限ります。お客様のご負担額は、所得・保険種別により異なります。

料金の目安	週3日目まで	週4日目以降
□ 訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	5,550円	6,550円 (リハは5,550円)
□ 訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に3人以上の場合)	2,780円	3,280円
□ 訪問看護基本療養費Ⅲ		8,500円 (管理療養費無し)
□ 訪問看護ベースアップ評価料(I)	780円 (医療に従事する職員が勤務している場合)	

上記訪問看護基本療養費に、訪問看護管理療養費(月の初日:7,670円、2日目以降:3,000円/口、2,500円)が加算されます。

イ. 別表7.8の者合計利用者数が月に4人以上いること又はGAF尺度が40以下の利用者数が月に5人以上いること

ロ. イのいずれにも該当しない場合

※ I: 在宅療養のお客様

II: 同一建物に複数で居住のお客様に、同一日に定期訪問を実施した場合

III: 在宅療養に備えて一時的に外泊をしているお客様

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで	週4日以降
	30分未満	4,250円	5,100円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	30分以上	5,550円	6,550円
	同一日	4,250円	5,100円
	2人まで	5,550円	6,550円
	同一日	2,130円	2,550円
	3人以上	2,780円	3,280円

病状によって以下の金額が加算されます。[]は同一建物3人以上

□ 難病等複数回訪問加算 (1日のうち2回目)	4,500円 [4,000円]	※精神科の場合、精神科重症患者早期集中支援管理料2を医療機関が算定している場合に限る
□ 難病等複数回訪問加算 (1日のうち3回目)	8,000円 [7,200円]	
□ 長時間訪問看護加算	(1時間半を越える場合に週1回を限度で算定)	5,200円
□ 特別管理加算①	I(重症):5,000円 II(軽症):2,500円	
□ ターミナルケア療養費1/2②	1:25,000円 2:10,000円	
□ 情報提供療養費1/2/3③	1/2/3:1,500円	
□ (精神科)緊急訪問看護加算④	イ:2,650円 月14日目まで ロ:2,000円 月15日目以降	

<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算⑤	イ. 6,800円 (24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合) ロ. 6,520円 イ以外
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算⑥	8,000円
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算⑦	2,000円
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算⑧	6,000円 8,400円 (長時間90分以上又は複数回の合計時間が90分を超えた場合)
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算⑨	3,000円
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算⑩	2,000円 (月2回まで)
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算⑪	看護師等 4,500円(週1日に限る) [4,000円]
	准看護師 3,800円(週1日に限る) [3,400円]
	その他職員 (厚生労働大臣が定める疾病等) 1日に1回: 3,000円[2,700円] 1日に2回: 6,000円[5,400円] 1日に3回: 10,000円[9,000円]
	その他職員(上記以外) 3,000円(週3日に限る)[2,700円]
<input type="checkbox"/> がん・褥瘡・人工肛門/人工膀胱専門訪問看護料⑫	12,850円
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算⑬	2,500円
<input type="checkbox"/> 専門管理加算⑭	2,500円
<input type="checkbox"/> 乳幼児加算(6歳未満)⑮	イ. 1,300円/日 ロ. 1,800円/日 (別に厚生労働省が定める者に該当する場合)
<input type="checkbox"/> 早朝・夜間加算(6時~8時・18時~22時) 深夜加算(22時~6時)	2,100円
	4,200円
<input type="checkbox"/> 医療DX情報活用加算⑯	50円
保険対象外(自費分)	
<input type="checkbox"/> 90分を超える訪問(30分毎)	5,205円 (特別管理加算算定の場合は週に2回目~)
<input type="checkbox"/> 死後の処置代	15,000円(税込)
<input type="checkbox"/> 訪問範囲外への交通費	実施区を超えた地点から1kmあたり100円+消費税 高速道路利用の場合:全額お客様負担
<input type="checkbox"/> 一時駐車のための駐車料金	全額お客様負担
<input type="checkbox"/> オムツ・衛生材料等	全額お客様負担

① (介護共通)特別管理加算Ⅰは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1ヶ月につき上記料金が加算されます。

1) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理を受けている

2) 気管カニューレを使用している状態

3) 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1ヶ月につき上記料金が加算されます。

1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

3) 在宅患者訪問点滴注射指導管理を受けている状態

4) 真皮を超える褥瘡の状態

② ターミナルケア療養費は、当事業所がお客様に対し、医師と連携し、お客様死亡日及び死亡前2週間以内(退院日を含む)に2回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。

(看取り介護加算等を算定していない場合は1、算定している場合は2)

③ 情報提供療養費は、お客様により有益な総合的・在宅療養を推進するために、

お客様の居住地を管轄する市町村に対して(1)諸学校に初めて在籍する方等について

(2)入院する医療機関に対して(3)お客様へ提供させていただいたサービスに関する情報を提供する場合に、お客様の同意をいただいた上で上記料金が加算されます。

④ 緊急訪問看護加算は、主治医の指示により、お客様又はそのご家族の求めに応じて緊急にサービスを提供した場合に、1月につき上記料金が加算されます。

⑤ (介護共通) 緊急時訪問看護加算/24時間対応体制加算は、お客様からの電話等により24時間対応できる体制を取る場合に、1月につき上記料金が加算されます。

⑥ (介護共通) 退院時共同指導加算は、お客様が主治医の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当事業所の看護師等(准看護師を除く)が、当該主治医又はその所属する保険医療機関若しくは介護老人保健施設の職員と共同し、お客様又はそのご家族様に対して、在宅での必要な指導を行い、その内容を提供した場合は、当該退院又は退所につき1回に限り加算されます。

⑦ 特別管理指導加算は、特別管理加算対象のお客様に退院時共同指導を行った場合に加算されます。

⑧ 退院支援指導加算は、厚生労働大臣が定める疾病等のお客様である場合に、保険医療機関から退院するに当たって、当事業所の看護師等(准看護師を除く)が、退院日に療養上必要な指導を行った場合に加算されます。尚、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するお客様に90分以上の訪問を行った場合は、長時間料金が加算されます。(どちらか1回のみ)

⑨ 在宅患者連携指導加算は、当事業所の看護師等(准看護師を除く)が、お客様の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り加算されます。

- ⑩ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、通院が困難なお客様の急変等に伴い、主治医の求めにより、当該保険医療機関の医師等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同でお客様宅に伺い、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り加算されます。
- ⑪ 複数名訪問看護加算は、お客様の病状悪化等の理由により、複数の看護師等、または准看護師、または看護補助者が同時に訪問し、ケアを実施する必要がある場合に加算されます。
- ⑫ がん専門看護師、褥瘡専門看護師、人工肛門ケア及び人工膀胱ケア専門看護師(それぞれ規程の研修を修了した者)と訪問看護師が同一日に訪問した場合に、月に1回を限度として加算されます。
- ⑬ 看護・介護職員連携強化加算は、厚生労働大臣が定める疾病のお客様で登録喀痰吸引等事業所と連携し、喀痰吸引等に関して介護職員に必要な支援を実施した場合に加算されます。
- ⑭ (介護共通) 専門管理加算は、専門の研修を受けた看護師(⑫及び特定行為研修を終了した看護師)が、専門的な管理を含む訪問看護を行った場合に月に1回限り加算されます。
- ⑮ 乳幼児管理の厚生労働大臣が定める者とは、(1)超重症児又は準超重症児(2)別表7に掲げる者(3)別表8に掲げる者、に該当するお客様の場合、1日に1回加算されます。
- ⑯ 医療DX情報活用加算は、オンライン資格確認等システムを通じてお客様の診療情報を取得し、情報を活用して質の高い医療を提供した場合に、月に1回に限り加算されます。
- ※本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令又は医療費(診療報酬)の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改正が必要となった場合には、改正後の金額を適用するものとします。この場合、ピースは法令改正後速やかにお客様に対し、改正の施行時期及び改正後の金額を通知するものとします。
- ※サービスにつき、公的介護保険又は医療保険が適用される場合、消費税はかかりません。これに対し、上記保険が適用されない場合には、サービス利用料金全額がお客様負担となり、別途消費税がかかる場合がございます。

第8条 通常の事業の実施地域

事業所名	実施区域
ピース訪問看護ステーション	名古屋市中川区・港区・中村区、大治町、蟹江町
ピース訪問看護ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区・昭和区・熱田区・南区
ピース訪問看護ステーション名東	名古屋市名東区・守山区・千種区・天白区、尾張旭市・長久手市・日進市

上記以外の地域にお住まいの方は、第9条による交通費が別途かかります。

第9条 交通費

①従業者がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、第8条に記載するサービス実施地域にお住いのお客様につきましては無料となります。

今回お客様へのサービス提供における交通費は、□ 必要ありません。

□ 1回訪問につき実費 円です。

【訪問区域を越えて往復 km ×(100円 + 消費税)の請求額となります】

②お客様宅訪問に自動車を利用した際に、管轄警察署長の許可に基づく駐車許可証が有効でない地域（幅の狭い道路・消火栓・横断歩道・踏切のかかる駐車区域にかかる場合や、近隣の苦情等にお客様宅前に駐車が出来ない場合）においてやむを得ず有料駐車場を利用する場合には、その駐車場代はお客様にご負担頂くものとします。（※医療保険契約者に限る）

第10条 サービス内容

ピースが、お客様に提供するサービスは以下の通りです。（契約終結日現在）

適用保険： 介護保険 医療保険

一時的に医療保険を利用する場合 月 日～月 日まで医療保険

ご利用日： 毎週 隔週 その他 ()

月曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

火曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

水曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

木曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

金曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

土曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

日曜日 (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :) (: ~ :)

主なサービス内容は以下のとおりです。

身体状況、病状の観察

医療的配慮の必要なお客様の清拭・洗髪・陰部洗浄等による清潔の保持

医療的配慮の必要なお客様の食事及び排泄等日常生活の援助

点滴の実施・管理等

床ずれ、湿疹等皮膚トラブルの予防・処置、医療処置指導

リハビリテーション、拘縮予防ストレッチ等

認知症のお客様の看護、介護指導

療養生活や介護方法の指導、精神的支援

内服の管理・指導

カテーテル、人工呼吸器等医療器具・装具の管理・指導

ターミナルケア

その他主治医の指示による医療的処置

- ①サービスの提供にあたっては、お客様の主治医より訪問看護指示書を発行していただき、指示に従い看護にあたります。この指示書にかかる文書料はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。
 (医療点数300点)医療保険の自己負担額により料金は異なります。
- ②お客様担当の、ケアマネージャーにて作成したケアプランに沿って訪問看護計画書を作成し、お客様の機能維持回復を図るよう適切なサービスを実施致します。
- ③当事業者は主治医・ケアマネージャーに対し、毎月末に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

第11条 キャンセル

お客様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

但し、お客様の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料金は頂きません。

サービスご利用の前日 18時までのキャンセル	無料
サービスご利用の前日 18時以降のキャンセル	サービスご利用時のお客様負担の額 (医療保険のお客様は介護保険60分の1割負担額)

第12条 お支払方法

利用実績に基づいて1か月ごとにサービス料金を請求し、お客様は原則として事業所の指定する期日（サービス実施月の翌月27日）に口座引き落としの方法により支払うものとします。

また、ご利用料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付します。

第13条 緊急時等における対応方法

- ①看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。
- ②お客様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。
- ③救急車またはご家族の自家用車、タクシーにて病院搬送の際等、搬送先の病院に当事業所の看護師が同伴することは出来ません。

第14条 その他留意事項

- ①本契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することはできません。また主治医の指示等によりサービス提供を行うことから、求められたサービスを提供できない場合があります。
 - ②お客様の身体状況を、ピースに従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急時体制を完備するため、原則専任のスタッフのみで訪問することはできません。
 - ③お客様に円滑且つ適正なサービスを提供するために、当日訪問にあたるサービス従事者の選任及び変更はピースが行うものとします。
- 訪問予定時間は、交通事情等により、前後10分のズレが発生することがあります。ズレが予測される場合には、事前にピースよりご連絡させていただくものとします。
- ⑤天災等やむを得ない事情により、当日訪問を中止とさせていただく場合がございます。その場合は事前にピースよりご連絡させていただきます。
 - ⑥当事業所内にて、緊急を要する事態が発生した際等、やむを得ない事情により、当日お客様宅へ訪問することが不可能となった場合には、訪問日を振り替える等の措置を講じるものとし、その際には必ずお客様の了解を得るものとします。
 - ⑦サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - 1) サービス従事者は、現金・預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができません。
 - 2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫等に保管してください。
 - 3) お客様及びその家族は、お客様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道・ガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可をお願いします。
 - 4) ピースの所有する自動車・サービス従事者の私有車に乗車することはできません。

第15条 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

- ① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
 - 1) 連絡先(電話) 各拠点事業所代表番号(営業日・営業時間に限る)
(メール) info@ns-peace.jp 24時間受付
 - 2) 受付担当者名: 各拠点管理者
 - 3) 担当者不在の場合の対応: その他従業員・事務員にて対応
- ② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
苦情を受けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応します。
 - 1) 苦情の受付
 - 2) 苦情内容の確認
 - 3) 管理者への報告
 - 4) 苦情解決に向けた対応の実施
 - 5) 原因究明
 - 6) 再発防止及び改善の措置
 - 7) 管理者への最終報告
 - 8) 苦情申立者に対する報告
- ③ ピース以外への苦情窓口等

3 拠点共通

<p>介護保険について:</p> <p>名古屋市役所 健康福祉局介護保険課 (052) 959-3087</p>	<p>医療保険について:</p> <p>愛知県国民保険連合会 (052) 971-4165</p> <p>社会保険支払基金 (052) 981-2323</p>
--	--

第16条 個人情報の使用等及び秘密の保持

- ①ピース及びその従業者は、お客様及び家族の個人情報を以下に掲げるサービス提供のために必要な範囲内でのみ使用します。それ以外の目的で使用する場合は必ずお客様の了承を得ることとします。
- 1) 居宅サービス計画及び看護計画の立案、作成、変更に必要な場合
 - 2) サービス担当者会議その他、介護支援専門員とサービス事業所との情報共有及び連絡調整を行う場合
 - 3) 主治医及び連携する病院の相談員等との連絡体制における、情報共有及び連絡調整を行う場合
 - 4) お客様の容態の変化に伴い、ご親族・医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合
 - 5) 行政機関の指導又は調査を受ける場合
 - 6) サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合
- ②ピース及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業員退職後及び本契約終了後も同様とします。

＜備考＞個人情報保護方針

- 1) 個人情報とは：特定の個人を識別できるものをいいます。また、ほかの情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものも含まれます。
- 2) 個人情報取り扱い及び事業者の義務
 - ①利用目的の特定…個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲でのみ取り扱うこと
 - ②本人に対して、利用目的を通知…個人情報は適正な方法で取得し、本人に対して利用目的を通知し、公表しなければならない
 - ③データ内容の正確性を確保…最新の内容を保つよう努めなければならない
 - ④第三者提供の制限…本人の同意を得ず、第三者に対して個人情報を提供することは禁止
 - ⑤個人に確認したうえでの公表・開示・訂正・利用停止等…開示・訂正・利用停止を行うときには、本人の同意を得る
 - ⑥苦情の処理…個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、的確且つ迅速に処理する
- 3) お客様を守るために徹底すべきルール
 - ①帳票の保管・廃棄…帳票類は適切なファイリングを行い、鍵のかかる場所に保管
 - ②シュレッダーの使用
 - ③原則お客様ファイルは事務所から持ち出さない
 - ④個人情報はFAX送信を行わず、郵送または直接届ける
 - ⑤事務所の入退室管理の徹底

memo

memo

以上の訪問看護サービス重要事項説明書について、ピースより説明を受け、サービスの提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

説明日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
<input type="checkbox"/> お客様	住所 <input type="text"/>
	ふりがな <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ご家族	住所 <input type="text"/>
	ふりがな <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>
お客様との続柄 ()	
<input type="checkbox"/> 署名代行人	住所 <input type="text"/>
	ふりがな <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>
お客様との続柄 ()	

株式会社ピース

ピース訪問看護ステーション

〒454-0927 名古屋市中川区打中 1-139
TEL(052)355-5380

ピース訪問看護ステーション瑞穂

〒468-0868 名古屋市瑞穂区大喜新町 1-12 セイコービル201
TEL(052)825-4372

ピース訪問看護ステーション名東

〒465-0024 名古屋市名東区本郷 3-136 アセンド・コア 1 階
TEL(052)775-6270

重要事項説明者